

## 必要書類判別マニュアル（学生本人用）

学生番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※特別な指定がない場合は、令和4年10月1日現在の状態で答えてください。該当選択肢に☑を付けてください。

※（必要書類なし）とあるのは、その設問でのみ必要書類がないだけで、他の設問では質問内容に合わせた必要書類を用意してください。

※同一人物に関する同一書類を複数の設問から要求された場合には複数部数用意する必要はありません。1部で結構です。

◇まず、独立生計者としての申請をするための条件を全て満たしているかの確認です。1つでも当てはまらないものがある場合は、独立生計者としての申請は出来ません。その場合は、一般学生で申請をしてください。

＜独立生計者とみなされるための条件＞ \_\_\_\_\_

1. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者
2. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
3. 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

### 1. あなたは、あなたの父母（又は配偶者の父母）と別居していますか？

はい、別居しています。

必要書類→ 本人の住民票（世帯全員）のコピー（マイナンバーが記載されていないもの）

※本人が住民票を移していない等で父母と同一住所の場合は、別居していることが分かる書類（光熱水費の支払通知など、住所と氏名が確認できる書類）も併せて提出してください。

いいえ、同居しています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

### 2. あなたは、父母の扶養から外れていますか？

はい、父母の扶養から外れています。

必要書類→ 本人の健康保険証のコピー（被保険者等記号・番号等は隠してコピーしてください）

※保険証の被保険者氏名が父母等になっていて、扶養から外れているという確認ができない場合は、所得税法上父母の扶養から外れていることが確認できる書類も併せて提出してください。

（例：役所が発行できる最新年の父母の所得証明書（扶養有無等の記載があるもの）の原本、父母の所得税の確定申告書 第一表と第二表の控えのコピー、父母の給与所得源泉徴収票のコピー、勤務先発行の父母の扶養者異動証明書 等）

いいえ、父母の扶養親族です。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

### 3. あなた（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行されますか？

はい、私（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、所得証明書が提出できます。父母からの恒常的な金銭的援助は一切ありません。

必要書類→ 役所が発行する本人（配偶者がいる場合は本人と配偶者の両方）の令和4年度（令和3年分所得）課税証明書

及び、役所が発行する令和3年度（令和2年分所得）課税証明書

（所得の記載のあるもの。無職無収入などの場合は非課税証明書）の原本（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した令和3年度課税証明書に限り不要）  
様式G 家計状況調査

いいえ、私（及び配偶者）には独立して生活できるだけの収入はなく、父母等の援助により生計を立てています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

—————独立生計者の条件を満たしている方は、次の質問へお進みください。—————

◇次に、授業料免除申請において、家計急変としての申請をするための条件を満たしているかの確認です。  
当てはまらない場合は、家計急変での申請は出来ません。

**◎. あなたは令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の状況にありますか？**

- ・新型コロナウイルス感染症の公的支援の受給世帯，又は世帯全体の所得が昨年度の所得と比較し，1/2 以下となっている世帯【日本人学生】
- ・本人もしくは家族が日本で働いており，その者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度と比較して1/2 以下となっている世帯【私費外国人留学生】
  - 上記に当てはまります。  
→家計急変として申請可能です。以下Q 1 から質問に進んでください。
  - 上記には当てはまりません。  
→授業料免除申請において、家計急変に該当しません。

**Q 1 あなたは、令和4年度春学期授業料免除（家計急変）の申請をしましたか？**

- はい、申請しました。
- いいえ、申請しませんでした。  
必要書類→（申請状況に関わらず、全員必要）  
次の全部
  - ・授業料免除等申請書類チェック票
  - ・84円切手（結果通知用）
  - ・84円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（長形3号）（書類受理連絡用）
  - ・様式第1号 授業料免除願の原本
  - ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本
  - ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
  - ・様式C 家庭調書の原本

**Q 2 あなたは、教育学部の1年生ですか？**

- いいえ、1年生ではありません。（必要書類なし）
- はい、教育学部の1年生です。  
必要書類→ 出身高校の調査書の原本（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

**Q 3 あなたは、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に奨学金を受けていましたか？**

- いいえ、令和3年度は、奨学金を受けたことはありません。（必要書類なし）
- はい、令和3年度は、高校生として奨学金を受けたことがあります。（必要書類なし）
- はい、令和3年度は、大学等に在籍して奨学金を受けたことがあります。  
必要書類→ [大学を通して奨学金を受けていた場合（日本学生支援機構奨学金等）
  - ・様式E 奨学金貸与（受給）状況証明書の原本  
(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)  
※令和3年度在籍学校で証明を受けること。ただし、東京学芸大学の場合は不要。  
[大学を通さずに奨学金を受けていた場合]
  - ・奨学金貸与（受給）期間・金額が記載されている書類のコピー  
(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

**Q 4 あなたは、令和4年1月1日以降に常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等で得た収入はありますか？**

いいえ、収入はありません。（必要書類なし）

はい、収入（常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等）があります。

勤務先又は給与などの支払主名 \_\_\_\_\_  
(複数先から収入を得ている場合)

2 箇所目 \_\_\_\_\_

3 箇所目 \_\_\_\_\_

必要書類→ 次の全部

- ・ 様式D 収入調書の原本
- ・ 給与明細書（令和4年6月～令和4年8月の支給分）のコピー、給与証明書のコピーなど給与金額がわかるもの。※申請日以降に支払いを受けた分については追加提出のこと（令和4年10月5日締切）。
- ・ 個人の家庭教師等で給与明細が発行されない場合は、アルバイト先発行の給与支払証明書やそれに代わるもの。
- ・ 雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等を受給していた場合は、給付金額・給付期間・受給者名がわかる公的書類のコピー（雇用保険受給資格者証、育児休業給付金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書など）

**Q 5 あなたは、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに臨時所得がありましたか？臨時所得とは退職金、保険金、資産譲渡所得、株式売却所得などがあてはまります。**

いいえ、臨時所得はありません。（必要書類なし）

はい、臨時所得がありました。所得の種類は \_\_\_\_\_

必要書類→ 所得の種類、受領年月日、所得金額が分かる書類のコピー

**Q 6 あなたは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに、同一生計ではない親戚や知人などから仕送り・援助を受けましたか？**

いいえ、受けていません。（必要書類なし）

はい、受けました。

必要書類→ 対象期間中に受け取った仕送り・援助金の送金通知書のコピー。無い場合は預金通帳のコピー。いずれも提出できない場合は、援助者直筆の申立書の原本（援助年月日又は期間、援助額、申立書記載日、署名、捺印は必ず入れること）  
(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

**Q 7 あなたは、障害、公害病、被爆、要介護などの認定を受けていますか？**

いいえ、受けていません。（必要書類なし）

はい、受けています。

必要書類→ 障害者手帳、公害医療手帳、被爆者健康手帳、介護保険被保険者証、障害控除対象者認定証などのコピー

**Q 8 あなたは、最近6ヶ月（令和4年4月1日～令和4年9月30日）より前から医療費がかかる傷病があり、さらに今後2年以上（令和6年10月1日以降も）療養が必要な、長期療養者ですか？**

**ただし、医療費の自己負担がない傷病の場合は、「いいえ。」に☑を付けてください。**

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→ 次の全部

- ・ 医師の診断書（又は証明書）などのコピー〔診断書・証明書には傷病名、発症年月日、今後も継続して長期療養が必要な事を証明してもらうこと〕
- ・ 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで医療費の領収証などのコピー  
※申請日以降令和4年9月30日までのものがある場合は、追加提出可（令和4年10月5日締切）
- ・ (生命保険などからの支給があった場合のみ) 支給額がわかる書類のコピー
- ・ (特定疾患の場合のみ) 特定疾患医療受給者証のコピー

【注意】領収証のコピーは、長期療養（診断書に記載されている傷病）に係るもののみを提出してください。診断書発行病院とその関連薬局の領収証のみ有効です。診断書発行病院以外の病院の領収証のコピーを提出する場合には、診断書に記載されている傷病との関連性について、理由書を作成して添付してください。また、交通費や文書料、長期療養以外の病気にかかった医療費や介護施設等医療機関でない施設の入所料などの領収証のコピーは受領できません。

—〔家族共通〕以下の質問は、家族全体で一つの質問となっています。

受給者があなたではない場合があります。家族に確認をしながら☑してください。—

**Q9 生活保護を受けていますか？**

いいえ、受けていません。(必要書類なし)

はい、受けています。

必要書類→ 保護決定(変更)通知書最新3ヶ月分のコピー

(受給金額、受給年月日・期間が記載されていること)

**Q10 児童手当(旧子ども手当、中学生以下対象)・児童扶養手当・児童育成手当・福祉手当等の児童関係手当を受けていますか？**

いいえ、受けていません。(必要書類なし)

<受給資格のある手当について、受給をしていないのはなぜですか。理由をお書きください。>

はい、受けています。

<受給している手当の名称を全てお書きください。>

例： 児 童 手 当

必要書類→ 手当の支給状況が分かる書類(受給関係通知書等)のコピー(受給金額、受給年月日・期間が記載されていること)

**Q11 新型コロナウイルス感染症の影響により、公的な支援を受けていますか？**

いいえ、受けていません。(必要書類なし)

はい、受けています。

必要書類→ 公的支援の受給証明書のコピー

<受給証明書の例>

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付,小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資) / 日本政策金融公庫
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付,生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付 / 日本政策金融公庫
- ・危機対応融資 / 商工組合中央金庫, 日本政策投資銀行
- ・セーフティネット保証4号, セーフティネット保証5号, 危機関連保証 / 信用保証協会
- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付 / (独) 中小企業基盤整備機構
- ・小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け) / 都道府県労働局
- ・緊急小口資金, 総合支援資金(生活費) / 社会福祉協議会
- ・厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予 / 厚生労働省, 日本年金機構
- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予 / 地方公共団体
- ・国税・地方税の納付猶予 / 国税庁, 地方公共団体

※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込んでいることが確認できる書類を添付。

◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左肩をホチキス留めして提出してください。

<<ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。>>